

委員就任の承諾をいただく作業について

委員候補者には分野と優先順位が付記される。また、分野別に人数の枠が設定されるので、承諾をいただく作業は、段階的に行わなければならない。

1. 委員就任の承諾をいただく作業

案1：準備会議が行う（ただし、最終的な委嘱は地建局長）

案2：河川管理者が行い、地建局長が委嘱する

案3：準備会議と河川管理者が共同で行い、地建局長が委嘱する

2. 承諾をいただく作業手順

案1：訪問による承諾

- ご本人に、事前に電話し、訪問し、資料を説明し、ご承諾をいただく

案2：電話による承諾

- ご本人に、事前に電話し、資料を発送し、電話でご承諾をいただく、必要に応じて訪問する